

事務事業名	徴収嘱託員による訪問納税指導事業				担当	総務部 納税課 収納管理係			
政策名	G	効率的で市民にわかりやすいまちづくり				増補版施策名			
施策名	4	健全な財政運営				☐ 実施計画上の主要事業			
関連個別計画	真岡市市税等徴収嘱託員設置規則					事業期間	☐ 単年度のみ		
法令根拠							☒ 単年度繰延（開始年度平成14年度～）		
予算科目							☐ 期間限定複数年度（年度～年度）		
事業概要	市税等の収納率の向上を目的として、徴収嘱託員により臨戸訪問での徴収と納税指導等を行っている。徴収嘱託員は随時、職員と綿密な打合せを行い、徴収状況や指導状況を報告している。担当職員は、徴収実績等を集計するほか、嘱託員の賃金を集計する。								

1. 現状把握の部（1）事務事業の目的と指標

①手段（主な活動） 30年度実績 徴収嘱託員5名の臨戸訪問による市税等の徴収及び納税指導。 口座振替の加入促進。 地区担当の職員と嘱託員の打合せを随時実施。 徴収実績、賃金等の集計。 31年度計画 30年度と同じ。				⑤活動指標（事務事業の活動量を表す指標）の推移							
				名称		単位	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(見込)
				ア	訪問件数（延べ）	件	9,994	11,371	11,697	11,358	11,244
				イ	徴収嘱託員数	人	5	5	5	5	5
				ウ							
				エ							
				オ							
②対象（誰、何を対象にしているのか）＊人や自然資源等 市税等の滞納者、滞納額。				⑥対象指標（対象の大きさを表す指標）の推移							
				名称		単位	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(見込)
				ア	市税等の滞納者（3月末現在）	人	6,733	6,789	6,703	6,126	6,065
				イ	市税等の滞納額（3月末現在）	千円	2,684,084	2,397,649	2,127,287	1,848,950	1,830,461
				ウ							
				エ							
				オ							
③意図（この事業によって、対象をどう変えるのか） 納税意識の向上、市税等の期限内納付を促す。				⑦成果指標（対象における意図された対象の程度）の推移							
				名称		単位	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(見込)
				ア	徴収嘱託員の収納額	千円	184,824	201,037	197,792	176,953	175,183
				イ	滞納額に対する徴収嘱託員の徴収率	%	6.9	8.4	9.3	9.6	9.6
				ウ	徴収嘱託員の納税指導件数	件	1,206	1,471	1,684	390	390
				エ							
				オ							
④結果（どんな結果(上位施策)に結びつけるのか） 滞納者、滞納額の減少により、財政の健全化を図る。				⑧上位成果指標（結果の達成度を表す指標）の推移							
				名称		単位	27年度(実績)	28年度(実績)	29年度(実績)	30年度(実績)	31年度(見込)
				ア	：現年分の市税等収納率（3月末実績）	%	95.5	95.7	95.9	96.0	96.2
				イ	：滞納繰越分の市税等収納率（3月末実績）	%	13.3	17.5	20.3	21.7	21.9
				ウ							
				エ							
				オ							
(2) 総事業費の推移											
投入量	事業費	財源内訳	国庫支出金	千円	0	0	0	0	0		
			県支出金	千円	0	0	0	0	0		
			地方債	千円	0	0	0	0	0		
			その他	千円							
			一般財源	千円	12,183	13,153	13,421	12,457	12,332		
			事業費計（A）	千円	12,183	13,153	13,421	12,457	12,332		
	人件費		正規職員従事人数	人	2	2	2	2	2		
			延べ業務時間	時間	233	233	234	234	231		
			人件費計（B）	千円	976	968	971	976	963		
			トータルコスト(A)+(B)	千円	13,159	14,121	14,392	13,433	13,295		
(3) 事務事業の環境変化・市民意見等											
①この事務事業を開始したきっかけは何か？ いつごろどんな経緯で開始されたのか？		市税等の収納率が低下しており、その対策として先進自治体ではすでに配置していた徴収嘱託員を平成14年7月から採用した。また、合併に伴い、平成21年5月より嘱託員を1名増員した。									
		②事務事業を取り巻く状況（対象者や根拠法令等）はどう変化しているか、開始時期あるいは5年前と比べてどう変わったのか？		滞納者数及び滞納額はともに減少傾向にある。 収納率は年々改善している。							
③この事務事業に対して関係者（住民、議会、事業対象者、利害関係者等）からどんな意見や要望が寄せられているか？											

2. 1 次評価の部 *原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価

目的妥当性評価	①政策体系との整合性 ・この事務事業の目的は、市の政策体系に結びつくか？ ・意図することが結果（上位施策）に結びついているか？	☒ 結びついている ☐ 見直し余地がある 公平な税負担と財源の確保に結びつく。
	②公共関与の妥当性 ・なぜこの事務事業を市が行わなければならないのか？ ・税金を投入して達成する目的か？	☒ 妥当である ☐ 見直し余地がある 納税義務及び徴収義務があり妥当である。
	③対象と意図の妥当性 ・対象を限定・追加すべきか？ ・意図を限定・拡充すべきか？	☒ 適切である ☐ 対象を見直す必要がある ☐ 意図を見直す必要がある 滞納者宅に訪問し、徴収及び納税指導を行っているので適切である。
有効性評価	④成果の向上余地 ・成果を向上させる余地はあるか？ ・成果の現状水準とあるべき水準の差異はないか？ ・何が原因で成果向上が期待できないのか？	☒ 向上余地はない ☐ 向上余地がある 適材適所に人員を配置しており、向上余地はない。
	⑤廃止・休止の成果への影響 ・事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は？	☒ 影響がある ☐ 影響がない 市税等の収納率が下がる。
	⑥類似事業との統合や連携の可能性 ・他に、類似の形態の事務事業はないか？	☐ 類似事業がある（類似の事務事業名を記載） ☒ 類似事業はない
	・類似事業がある場合、その事業と統合したり連携を図ることができるか？	☐ 他の事業と統合・連携ができる ☐ 他の事業と統合・連携できない
効率性評価	⑦事業費の削減余地 ・成果を下げずに事業費を削減できないか？ （仕様や工法の適正化、住民の協力など）	☐ 削減余地がない ☒ 削減余地がある 会計年度任用職員制度導入により人員が減ることに加え、能率給ではなく固定給となるため、削減となる。
	⑧人件費（延べ業務時間）の削減余地 ・やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか？ ・成果を下げずにより正社員以外の職員や委託でできないか （アウトソーシングなど）	☐ 削減余地がない ☒ 削減余地がある 会計年度任用職員制度導入により削減となる。
公平性評価	⑨受益機会・費用負担の適正化余地 ・事業の内容が一部の受益者に偏って不公平ではないか？ ・受益者負担が公正・公平になっているか？	☒ 公正・公平である ☐ 見直し余地がある 税負担の公平性を確保するためのものであり、公正・公平である。

3. 改革・改善方向の部

(1) 改革の方向性（改革案・実行計画） ☐ 廃止 ☒ 見直し（ ☐ ：目的妥当性 ☐ ：有効性 ☒ ：効率性 ☐ ：公平性） ☐ 統合 ☐ 継続	(3) 改革・改善による期待成果 <table><tr><td></td><td></td><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><td></td><td></td><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><th rowspan="3">成果</th><th>向上</th><td></td><td></td><td></td></tr><tr><th>維持</th><td>○</td><td></td><td></td></tr><tr><th>低下</th><td></td><td></td><td></td></tr></table>			コスト					削減	維持	増加	成果	向上				維持	○			低下			
			コスト																					
		削減	維持	増加																				
成果	向上																							
	維持	○																						
	低下																							
(2) 改革、改善を実現する上で克服すべき課題は何か？それをどう克服していくか？ 会計年度任用職員制度導入による、徴収嘱託員の廃止に伴い、臨戸訪問による徴収・納税指導が現5名から2名に集約されるため、滞納者に対し再度精査を行い、更なる自主納付を推奨して、収納効率を高めていく。																								

4. 事務事業の2 次評価結果（事業の総括と事業の方向性）

(1) 1 次評価結果の客観性と出来具合 ☐ 記述説明不足（説明責任不充分） ☐ 評価内容が客観性を欠く ☒ 評価内容は客観的と言える		(5) 改革・改善による期待成果 <table><tr><td></td><td></td><th colspan="3">コスト</th></tr><tr><td></td><td></td><th>削減</th><th>維持</th><th>増加</th></tr><tr><th rowspan="3">成果</th><th>向上</th><td></td><td></td><td></td></tr><tr><th>維持</th><td>○</td><td></td><td></td></tr><tr><th>低下</th><td></td><td></td><td></td></tr></table>			コスト					削減	維持	増加	成果	向上				維持	○			低下			
			コスト																						
			削減	維持	増加																				
成果	向上																								
	維持	○																							
	低下																								
(2) 2 次評価者としての評価結果 ①目的妥当性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ②有効性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり ③効率性 ☐ 適切 ☒ 見直し余地あり ④公平性 ☒ 適切 ☐ 見直し余地あり																									
(3) 2 次評価者として判断した今後の事業の方向性 ☐ 廃止 ☐ 休止 ☐ 目的絞込み ☐ 目的拡充 ☐ 事業統廃合 ☐ 事業のやり方改善 ☒ 予算削減 ☐ 予算増大 ☐ 現状維持（従来通りで特に改革改善をしない）	(4) その他 2 次評価会議で指摘された事項																								